千葉県土砂等の埋立て等による

土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

に基づく許可申請に係る審査基準（一時たい積）

令和７年５月

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく許可申請に係る審査基準（一時たい積）

第１　一般的事項

１　趣旨

この基準は、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成９年千葉県条例第１２号。以下「条例」という。）に基づく申請により求められた許可を行うかどうかを判断するために必要となる基準を定めるものとする。

２　基準の取扱い

この基準は、千葉県行政手続条例（平成７年千葉県条例第４８号）第５条第１項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第３項の規定により、千葉県環境生活部ヤード・残土対策課での備付け、千葉県ウェブサイトへの掲載その他の適当な方法により公にすることとする。

３　用語の定義

この基準において用いる用語の定義は、条例及び千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成９年千葉県規則第８１号。以下「規則」という。）の例によるほか、以下のとおりとする。

●一時たい積特定事業（条例第１１条第２項）

一時たい積特定事業とは、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業をいう。

他の場所への搬出を目的として、土砂等のたい積を行うものであるため、５年以内に土砂等のたい積が除去されるものであるが、一時たい積特定事業として引き続き取り扱うことが適当である場合、５年以内の期間について、変更許可を行うことができる。

その他の用語の定義は、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく許可申請に係る審査基準」による。

第２　特定事業許可申請の審査基準

条例第１１条第２項の規定による特定事業の許可の申請に係る審査基準は、次のとおりとする。

１　申請者の要件（条例第１２条第２項）

申請者が、下記（１）から（９）までのいずれにも該当しないこと。

（１）不適正な土砂等の埋立て等により命令を受け、必要な措置を完了していない者（第１２条第１項第１号 イ）

条例第８条第２項若しくは第３項、第２３条又は第２５条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者。

ア　必要な措置とは、上記規定による命令書に記載された内容をいう。

イ　完了とは、命令を受けた者によって必要な措置（命令書に記載された内容）が講じられていると知事又は地域振興事務所長が認めた状態をいう。

ウ　命令を受けた者以外の者が必要な措置を講じた場合の取扱いについて

（ア）　土地所有者等が必要な措置を完了した場合（命令を受けた者から委任を受けて必要な措置を完了した場合を除く。）は、特別な事情がない限り、当該命令を受けた者は「必要な措置を完了していない者」に該当する。

（イ）　行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）その他関係法令の規定により　行政庁が自ら必要な措置を実施した場合、当該命令を受けた者は特別な事情がない限り、「必要な措置を完了していない者」に該当する。

（２）特定事業の許可の取り消しを受け、一定期間を経過しない者（第１２条第１項第１号 ロ）

条例第２４条第１項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から３年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る千葉県行政手続条例第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から３年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第２４条第１項第３号又は第９号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

これらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものとは、法人の業務を執行する権限はないものの、法人に対する実質的な支配力を有する者をいい、例えば、相談役、顧問等の名称を有する者、法人に対し多額の貸金を有することに乗じて法人の経営に介入している者又は１００分の５以上の株式を有する株主若しくは出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者が該当する。

（３）特定事業の停止命令を受け、その停止期間を経過しない者（第１２条第１項第１号 ハ）

条例第２４条第１項により、特定事業の停止命令を受け、その停止の期間が経過しない者。

（４）特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（第１２条第１項第１号 ニ）

特定事業の施工に際し、申請者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者。

以下の例示に該当する行為等の有無により、県民の生活の安全の確保及び県民の生活環境の保全を担保する観点から総合的に判断する。

ア　「不正な行為」とは、条例ほか、特定事業の実施にあたり関係法令に違反する行為をいう。

例①：特定事業の施工に際し、関係法令の許認可等を要する場合に、当該関係法令の許可申請書等を提出していない。

例②：繰り返し条例に基づく許可の取消処分を受けている。

イ　「不誠実な行為」とは、条例の目的である県民の生活環境の保全に影響を及ぼす行為をいう。

例：合理的な理由もなく、地域住民に対して特定事業の計画概要や地域の環境保全上の留意点の説明を行わない。

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者（例えば、自己又は自社と友誼関係にある暴力団の威力を相手方に認識させることにより、その影響力を利用するため、自己又は自社と友誼関係にある者が暴力団員であることを告げ、若しくは暴力団の名称入り名刺等を示し、又は暴力団員に対し暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第９条各号に定める暴力的要求行為の要求等を行った者）

エ　暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与

している者（例えば、相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、自発的に用心棒その他これに類する役務の有償の提供を受け、又はこれらのものが行う事業、興行、いわゆる「義理ごと」等に参画、参加し、若しくは援助している者）

オ　その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な特定事業の遂行を期待し得ないと認められる場合

（５）千葉県暴力団排除条例（平成２３年千葉県条例第４号）第２条第３号に規定する暴力団員等（第１２条第１項第１号 ホ）

（６）営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）が上記（１）～（５）のいずれかに該当するもの（第１２条第１項第１号 ヘ）

（７）法人でその役員又は規則で定める使用人のうちに上記（１）～（５）のいずれかに該当する者のあるもの（第１２条第１項第１号 ト）

（８）個人で規則で定める使用人のうちに上記（１）～（５）のいずれかに該当する者のあるもの（第１２条第１項第１号 チ）

上記（７）、（８）の規則で定める使用人とは、申請者の使用人で以下の代表者とする。（規則第４条の２）

ア　本店又は支店（主たる事務所又は従たる事務所）

イ　継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（９）暴力団員等がその事業活動を支配する者（第１２条第１項第１号 リ）

暴力団員等がその事業活動を支配する者とは、典型的には暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている者をいい、その他にも例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものも含まれる。

具体的には、次に例示するような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものとする。

ア　暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員等であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。

イ　暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること、売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結していること。

２　適合基準（条例第１２条第２項第１号～第４号）

条例第１１条第２項の規定による申請が下記（１）から（６）に適合していること。

（１）特定事業に係る土地所有者等の同意に関すること

（第１２条第２項（第１２条第１項第２号））

当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、条例第１１条第１項第１号から第１０号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない（規則で定める同意書を申請書に添付すること。）。

また、当該申請に係る特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者（土地の所有者を除き、地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者）の同意も得なければならない。

許可申請をしようとする者は、**あらかじめ**、土地所有者等の同意が必要である。

あらかじめとは、許可の申請をする日付よりも前の日付をいう。

ただし、許可申請後に、土地所有者等に変更があった場合、速やかに、新しい土地所有者等の同意書を提出すること（登記事項証明書を添付）。

（２）現場事務所の設置、現場責任者の選任に関すること

（第１２条第２項（第１２条第１項第４号））

現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置くこと。

現場事務所とは、特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類及び図面の写し並びに条例第１６条に規定する土砂等管理台帳、搬入に係る伝票等を適切に保管できる施設であること。

例：適切に書類を保管及び縦覧できる仮設構造物。
　　プレハブ、ユニットハウス、
　　車内に机や収納棚などが設置されたオフィスカー

現場責任者は、作業中の時間にあっては特定事業場に常駐できる者を選任すること。

例：適正な施工を確保するための必要な技術力・経験を有する
　　建設業法（土工）または技術士法における有資格者※
　　申請された事業規模と同規模の施工経験を有する者
　　※建設機械施工管理技士、土木施工管理技士、
　　技術士（建設、農業、森林）

（３）特定事業区域の表土に関すること（第１２条第２項第１号）

特定事業区域内の表土が安全基準に適合していること。

表土とは、地表面から３０ｃｍよりも浅い深度に位置する土砂等をいう。

表土の地質検査は、規則第４条第７項第１号で定める特定事業区域の面積に応じた数以上の区域に等分し、試料とする土砂等の採取は、土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められた場所において行うこと。

採取された試料は、規則第２条別表第１で定める測定方法により、基準値を満たす必要がある。

ただし、表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されている場合は、除く。

例①シート掛けを行い、鉄板を敷き、土砂等を一時たい積する

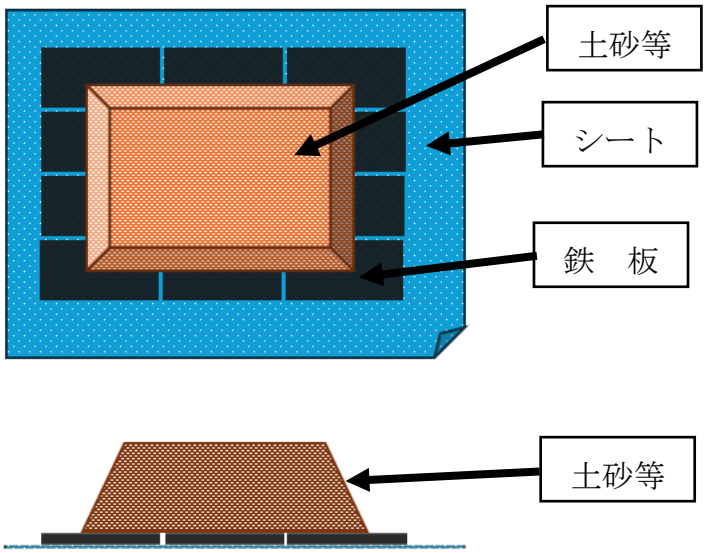

例②構台等の土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置し、土砂等を一時たい積する。※土砂等が表土に流出しないこと

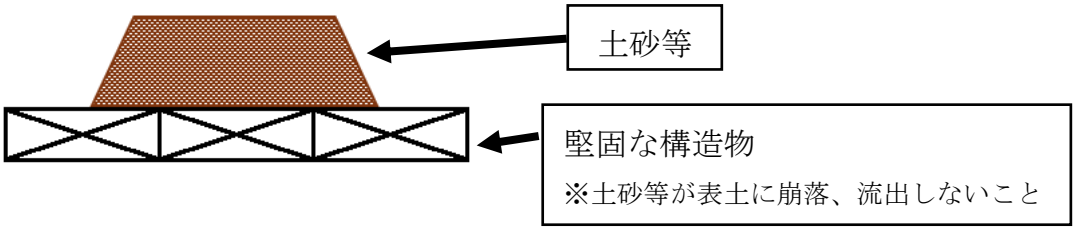

土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められた場所の考え方は以下のとおり。

化学工場跡地の土砂等の地質調査の場合

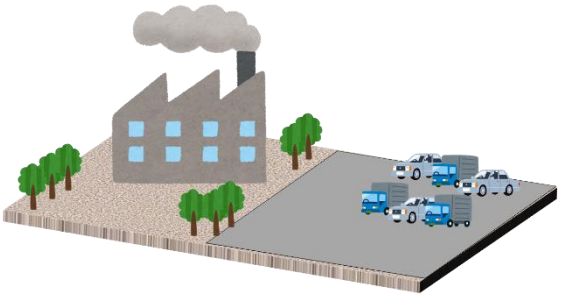

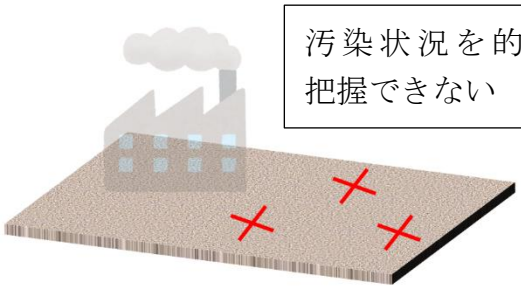

×試料採取箇所（中央地点及び中央地点から５ｍから１０ｍまでの４地点）

化学工場の駐車場があった場所のみ地質調査をしており、土砂等の汚染の状況を的確に把握すると認めることができない。

長年、使用していない土地の場合

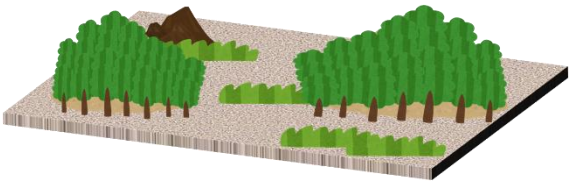

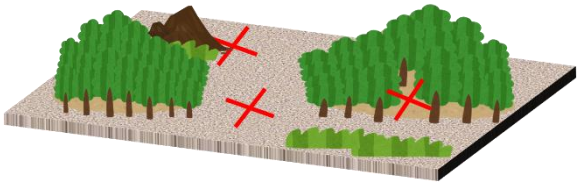

長年、使用していない土地については、その地表面や草木を一部伐採した地表面の地質調査を行い、安全基準に適合していることを確認する。

（４）特定事業場の構造が規則で定める基準に適合すること

（第１２条第２項第２号）

特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして、以下ア～ウの構造基準に適合すること。

ただし、当該申請が条例第１２条第３項の規則で定める法令等に基づく許認可等（宅地造成及び特定盛土等規制法等）を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、当該規定は、適用しない。

ア　特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、以下の表の特定事業区域の面積に応じ、右欄の幅の保安地帯が設置されていること

特定事業区域の面積	保安地帯
５，０００㎡未満	４m以上
５，０００㎡以上１ｈａ未満	６m以上
１ｈａ以上３ｈａ未満	１０m以上
３ｈａ以上５ｈａ未満	１４m以上
５ｈａ以上１０ｈａ未満	１８m以上
１０ｈａ以上１５ｈａ未満	２４m以上
１５ｈａ以上２０ｈａ未満	２７m以上
２０ｈａ以上	３０m以上

イ　土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差）が５m以下であること

ウ　土砂等のたい積ののり面の勾配は、垂直１ｍに対する水平距離が１．８m以上の勾配であること

（５）特定事業場の区域以外への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること（第１２条第２項第３号）

特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置（排水経路図を示し、排水を測定する施設を設置すること等）が図られていることについて、添付書類及び図面により、確認できること。

（６）特定事業に使用される土砂等が発生場所ごとに区分するための措置が図られていること（第１２条第２項第４号）

土砂等の発生場所ごとに区分して管理し、他の発生場所から搬入された土砂等と混在しない措置が講じられている必要がある。

例：区画線を表示し、発生場所ごとに区分して管理する。

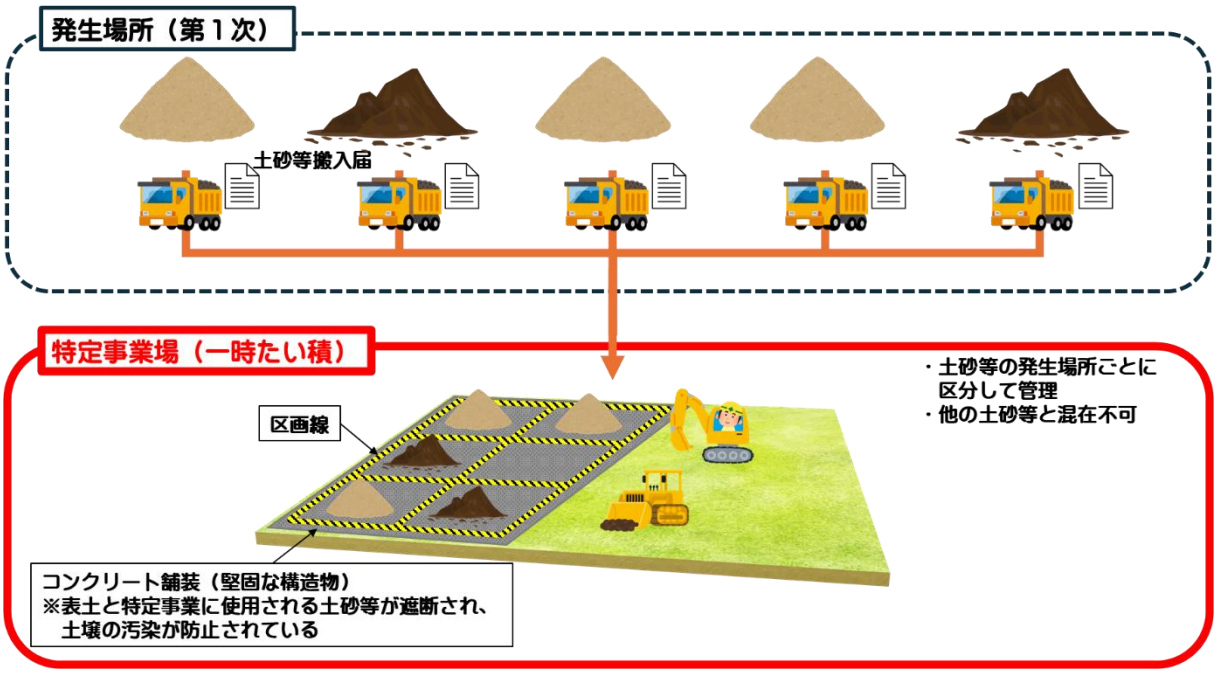

第３　特定事業変更許可申請の審査基準

条例第１３条第１項の規定による特定事業の変更許可の申請に係る審査基準は、上記第２の基準を準用する（ただし、第２の２（２）、（３）を除く。）ほか、以下のとおりとする。

（１）特定事業区域の面積を変更する場合、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当許可されている特定事業区域の面積の１０分の２を超えていないこと。

許可されている特定事業区域　　⇒　　変更する特定事業区域

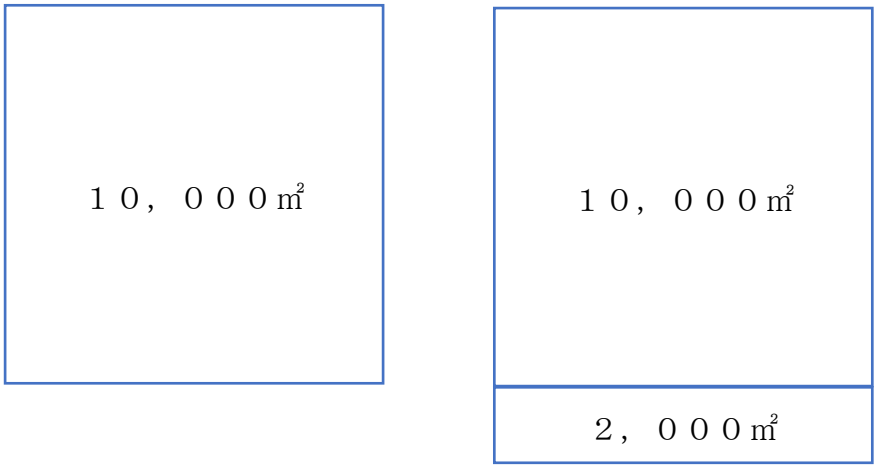

１０，０００㎡×２／１０＝２，０００㎡以内

参考　**変更許可申請の対象（条例第１３条第１項）**

条例第１１条第２項各号に掲げる事項の変更

・特定事業区域の位置及び面積
（第１３条第１項　第１１条第２項第１号）

・現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置
【現場事務所の位置の変更は変更許可の対象外・届出の対象】
（第１３条第１項　第１１条第２項第１号）

・特定事業区域の表土の地質の状況
（第１３条第１項　第１１条第２項第２号）

・年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
（第１３条第１項　第１１条第２項第３号）

・特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
（第１３条第１項　第１１条第１項第４号）

・特定事業に供する施設及び特定事業区域の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
【排水を測定する施設の位置の変更は変更許可の対象外・届出の対象】
（第１３条第１項　第１１条第２項第５号）

・特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
（第１３条第１項　第１１条第２項第６号）

・特定事業の期間
（第１３条第１項　第１１条第２項第７号）

第４　特定事業譲受け許可申請の審査基準

条例第２１条の３第１項の規定による特定事業の譲受け許可の申請に係る審査基準は、上記第２の１及び２（１）の基準を準用する。